

臨時報告第 10 号様式

		沖刑発第 222 号 令和 4 年 2 月 21 日
矯正局長 殿 福岡矯正管区長		沖縄刑務所長
自殺事故報告（刑事施設）		
事故の概況	令和 4 年 1 月 25 日（火）午前 7 時 40 分、沖縄刑務所 [ ]（ [ ] 単独室）において、 [ ] 受刑者 [ ]（以下「事故者」という。）が、居室食器口の [ ] と食器台の間にパジャマズボン（以下「同ズボン」という。）の両裾をそれぞれ片結びした結び目を挟み、食器口下通気口に背もたれの状態で座ったまま同ズボンの股部分に首を入れてい首した状況を職員が発見した。 同時 42 分に 119 番通報し、同時 56 分に救急隊員が到着した後、同 8 時 11 分に事故者が乗車した救急車が発出し、外部病院（ [ ] 病院）に救急搬送したが、同月 26 日（水）午前零時 51 分、同病院医師において死亡が確認された。	
事故の状況	1 発 生 年 月 日 2 発 見 時 刻 3 場 所 4 方 法 5 経 緯	1 令和 4 年 1 月 25 日（火） 2 午前 7 時 40 分 3 沖縄刑務所 [ ] 4 い首 5 経緯は以下のとおりである。 (1) 令和 4 年 1 月 25 日午前 7 時 40 分、 [ ] 勤務職員が [ ] を巡回中、同居室内を視察したところ、事故者が同居室食器口の [ ] と食器台の間に同ズボンの両裾をそれぞれ片結びした結び目を挟み、事故者が食器口下通気口に背もたれの状態で座ったまま、同ズボンの股部分に首を入れ、い首した状態で座り込んでいる状態を発見したことから、直ちに非常通報した。 (2) 非常通報後、 [ ] 勤務者が駆け付け、同時 42 分、 [ ] 勤務者が同居室を開扉し、 [ ] 勤務職員とともに事故者に呼び掛けを行うも、事故者からの応答はなかった。 (3) 同時 42 分、監督当直者ほか複数の職員が同居室へ駆け付けたところ、事故者は、食器口下通気口に背もたれし、両足を伸ばした状態で座っており、居室扉付近から事故者に対し、監督当直者 Z が呼びかけるも、応答することなかったため、直ちに医務課職員に連絡するよう指示した上で主任矯正処遇官 A（以下「A 主任」と

	<p>6 使用器具 7 逮捕制圧等の状況 8 事故による犯罪 9 その他</p>	<p>いう。)及び看守部長B(以下「B看守部長」という。)に同居室内に入室するよう指示した。  (4) 同時刻、監督当直者の指示により、A主任が事故者を仰向けの状態にするとともにB看守部長が事故者の右側から両手で心臓マッサージを開始した。  (5) 同時刻、監督当直者の指示により、夜勤職員が救急車を要請した。  (6) 同時44分以降、AEDを使用した。が、電気ショックは不要との音声アナウンスが繰り返されたため、心臓マッサージを継続した。  (7) 同時56分、救急隊員が同居室に到着したため、事故者を廊下のストレッチャーまで移動させ、事故者の救命措置を救急隊員に引継ぎ、同8時11分、事故者を乗せた救急車が当所を出発し、外部病院に救急搬送した。  (8) 同9時18分頃、那覇地方検察庁に事故者を重症指定した旨を電話通報するとともに、同時35分頃、先方の要請により事案の概要を説明した。  (9) [REDACTED]  (10) その後も同病院 [REDACTED] において治療が継続されたものの、翌26日午前零時51分、同病院医師により死亡が確認された。</p> <p>6 パジャマズボン1枚  7 該当事項なし  8 該当事項なし  9 最終生存確認時間  令和4年1月25日(火)午前7時17分、勤務職員が同居室の常夜灯を消灯した際、敷布団に仰向けに寝た状態の事故者が、[REDACTED]を確認している。</p>
<p>事故者</p>	<p>1 事故者の種別  2 身分  3 氏名  4 生年月日  5 罪名  6 刑名・刑期</p>	<p>自殺者  [REDACTED]  受刑者  [REDACTED]</p>

	7 刑 の 起 算 日 8 刑 の 終 了 日 9 犯 数 10 制限区分及び優遇区分 11 所内における行状 12 本 籍 所 13 住 所 14 要注意者等の指定の有無 15 そ の 他	該当事項なし
職員の状況	1 配置及び勤務状況 2 監督方法 3 職責処理の状況	の間は、を担当職員 名で巡回視察し、は、を担当職員 名で巡回視察していた。監督当直者のほか、夜勤監督者等の職員が適宜巡回等により監督していた。本件事案に至る原因及び職員の勤務状況を調査したところ、職員に勤務け怠は認められず、職責は科していない。
事態収拾の措置	1 職員の非常招集 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察官署への依頼	該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし
事故の原因・動機	1 事故者の動機 2 施設側欠陥	遺書もなく、動機は不明である。 該当事項なし
事故者に対する措置	1 懲 罰 2 事 件 送 致	該当事項なし 該当事項なし
改善	1 改善した事項	1 改善した事項は以下のとおりである。 (1) 本事案について、令和4年1月31日付け所

<p>事項</p>	<p>2 改善すべき事項</p>	<p>長指示第4号「自殺事故の防止について」を发出し、引き続き、被収容者の動静視察及び心情把握の徹底を図った。</p> <p>(2) 本年2月7日から同月10日までの間、職員研修を実施し、上記指示を踏まえ、自殺事故防止を徹底するよう注意喚起した。</p> <p>2 該当事項なし</p>
<p>その他参考事項</p>		<p>1 検察庁への通報 令和4年1月26日(水)午前1時14分、庶務課長が那覇地方検察庁に事故者の死亡について通報した。</p> <p>2 警察署への通報 令和4年1月26日(水)午前1時20分、首席矯正処遇官(処遇担当)が与那原警察署刑事課に事故者の死亡について通報した。</p> <p>3 検察官による実況見分及び事情聴取等</p> <p>(1) 日時 令和4年1月26日(水)午前9時53分から同10時53分まで</p> <p>(2) 場所 当所第1棟1階第11室</p> <p>(3) 実施者 那覇地方検察庁 副検事 [REDACTED] 那覇地方検察庁 事務官 [REDACTED]</p> <p>(4) 対応者 首席矯正処遇官(処遇担当) [REDACTED] 法務事務官副看守長 [REDACTED] 法務事務官看守部長 [REDACTED]</p> <p>(5) 内容 発生現場及び映像記録の検証、本件事案発生時の状況、既往歴及び外部交通の確認</p> <p>4 検視等の状況</p> <p>(1) 司法検視</p> <p>ア 日時 [REDACTED]</p> <p>イ 場所 [REDACTED]</p> <p>ウ 実施者等</p> <p>実施者 [REDACTED] 病院医師 [REDACTED] 那覇地方検察庁検察官検事 [REDACTED] 那覇地方検察庁検察事務官 [REDACTED] 補助者 与那原警察署 地域課長 [REDACTED] 与那原警察署 刑事課強行係主任 [REDACTED]</p>

与那原警察署刑事課知能・組織犯罪対策  
係

エ 結果

司法検視の結果、検事から、

司法解剖を実施する旨、首席矯正処遇官（処  
遇担当）宛て連絡があった。

(2) 行政検視

ア 日時

イ 場所

上記 4 (1) のイに同じ

ウ 実施者等

検視者

沖縄刑務所長 今村 守

補助者

法務技官医師

首席矯正処遇官（処遇担当）

法務事務官副看守長

法務事務官副看守長

法務事務官看守部長

法務事務官看守部長

法務事務官看守

エ 検視内容

医師によ  
ると司法解剖を実施する予定であるとのこ  
とであった。

(3) 司法解剖

ア 日時

イ 場所

ウ 実施者

エ 解剖結果

		<p>5 遺族への連絡等 [Redacted]</p> <p>6 遺体等の引渡し [Redacted]</p> <p>7 取材の有無 令和4年1月26日(水)午後7時45分に県政記者クラブ加盟社宛て公表したところ、4社からの取材があった。</p> <p>8 報道状況 令和4年1月27日(木)、新聞2社、インターネット1社及びテレビ局1社による報道があった。</p>
--	--	---